

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、広域連合に一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度で医療を受けます。この医療制度の運営は各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合が行いますが、窓口業務は市が行います。

対象となる方

対象となる方	いつから
75歳以上の方(*1)	75歳の誕生日当日から
65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がい(*2)があると認めた方	広域連合の認定を受けた日から

- (*1) 75歳以上の方は、74歳までに加入していた医療保険の種類に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- (*2) 一定の障がいの程度とは？
- ・国民年金法等における障がい年金：1・2級
 - ・身体障がい者手帳：1・2・3級および4級の一部
 - ・精神障がい者保健福祉手帳：1・2級
 - ・療育手帳：A

内 容 医療機関で、「後期高齢者医療被保険者証」を提示し、医療を受けた場合は、原則として総医療費の1割（現役並み所得者及び同一世帯の方は3割）の一部負担金を支払います。
【表】の自己負担限度額（1か月）を超えて支払った方には、超えた分が高額療養費として支給されます。その場合、後日に通知がありますので同封の申請書を提出（郵送可）して下さい。

【表】自己負担限度額（1か月）（平成29年7月診療分まで）

区 分	負担割合	外来の場合 (個人ごとに計算)	世帯単位で入院と外来があった場合は合算します
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% ※ (44,400円)
— 一般	1割	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯Ⅱ		8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ			15,000円

【表】自己負担限度額（1か月）（平成29年8月診療分から）

区 分	負担割合	外来の場合 (個人ごとに計算)	世帯単位で入院と外来があった場合は合算します
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% ※ (44,400円)
— 一般	1割	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 ※ (44,400円)
住民税非課税世帯Ⅱ		8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ			15,000円

※()内の金額は、過去12か月間に世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額。
※高額療養費の計算には、入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは含みません。

老人医療費の助成（一部負担金相当額の助成）

高齢者に対し医療費の一部を助成することにより、安心して十分な治療を受けていただくものです。

対 象 者 健康保険に加入している65歳以上の人で次に該当する人が対象になります。(所得制限あり)
身体障がい者手帳1級又は2級所持者、療育手帳Aの方、身体障がい者手帳3級～6級所持者で療育手帳B1の方、ひとり親家庭医療費助成対象の養育者等の方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（精神通院）の医療を受けている方、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている結核で医療を受けている方、所定の難病に罹患している方

内 容 上記に該当する方は、医療機関で医療を受けた場合に支払う一部負担金が助成されます。
1医療機関当たり、月2回まで1日500円以内の一部自己負担額の支払いのみで医療が受けられますが、事前に申請をして「老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示する必要があります。1か月の間に複数の医療機関で受診され、上記一部自己負担額の支払い合計額＜月単位＞が2,500円を超えられた方は、申請により超過額分の助成を受けられます（㊟-1番窓口）。